

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
七年
八月
四日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十六号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

附則第三条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第一項第三号中「田村市」の下に「及び平成二十七年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）」を加え、「平成二十七年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）」を「平成二十八年に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（葛尾村の一部、川内村の一部及び南相馬市の一部）」に改め、同条第二項第二号、第三号及び第四号中「令和七年三月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度相当分及び令和六年度相当分」を「令和五年度相当分、令和六年度相当分及び令和七年度相当分」に改め、同条第三項中「令和五年度以前」を「令和六年度以前」に改め、「（令和六年十月以降において令和五年四月一日以後令和五年度に指定が解除された旧帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）を含む。）」を削り、「令和五年」を「令和六年」に、「令和六年度相当分」を「令和七年度相当分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。